

配分金の確定申告について

センター会員が、センターから受け取る配分金は所得税法上、『雑所得』（給与所得ではありませんので、注意して下さい。）として取り扱われます。したがって一定の場合には、会員自身が確定申告を行う必要があります。

配分金収入だけの会員	年間配分金の合計が103万円を超える場合
他に年金収入がある会員	【年間配分金-特別経費(65万円)】 + 【公的年金等-公的年金等の控除額(注1)】 > 38万円 【扶養家族あり(注2)】

(注1) 公的年金等の控除額

		公的年金等の収入額	公的年金等の控除額
65歳未満の会員	(昭和19年1月2日以後生の者の場合)	130万円未満	70万円
		130万円から410万円未満	年金収入×0.25+37.5万円
		410万円から770万円未満	年金収入×0.15+78.5万円
		770万円から	年金収入×0.05+155.5万円
65歳以上の会員	(昭和19年1月2日以前生の者の場合)	330万円未満	120万円
		330万円から410万円未満	年金収入×0.25+37.5万円
		410万円から770万円未満	年金収入×0.15+78.5万円
		770万円から	年金収入×0.05+155.5万円

(注2) 控除対象配偶者及び扶養親族の数に応じた控除額

人数		配偶者・扶養控除額
なし	基礎控除 38万円	0円
1人		38万円
2人		76万円
3人		114万円
4人		152万円
5人		190万円
6人		228万円
7人以上		6人を超える1人につき38万円を6人の場合の金額に加えた金額

*障害者等がいる場合の控除の加算額については、最寄りの税務署にお尋ね下さい。

*この表には、配偶者特別控除額は含まれていません。

- ◆ 配分金収入、公的年金収入以外の収入がある場合の所得控除額及びその他の控除額等については、最寄りの税務署にお尋ねください。
- ◆ 上記の表を参考のうえ、配分金支払証明書を持参し、確定申告されますようお願いいたします。